

## 公開草案に対するコメントの公表

### 1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- 企業会計基準公開草案第 14 号「関連当事者の開示に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第 16 号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針（案）」（平成 18 年 6 月 6 日公表）

### 2. コメント募集期間

平成 18 年 6 月 6 日～平成 18 年 7 月 20 日

### 3. 最終公表物の名称及び公表時期

- 企業会計基準第 11 号「関連当事者の開示に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 13 号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（平成 18 年 10 月 17 日公表）

### 4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団体名
CL3	あずさ監査法人
CL4	全国銀行協会
CL7	財団法人 産業経理協会
CL8	社団法人 生命保険協会
CL9	社団法人 日本貿易会
CL10	東京証券取引所
CL11	新日本監査法人
CL12	日本公認会計士協会

[個人（敬称略）]

	名前・所属等（記載のあるもののみ）	
CL1	藤井康行	住友信託銀行
CL2	小島孝一	年金数理人
CL5	橋上徹	新日本監査法人 金融部
CL6	神山紀子	年金数理人
CL13	中野貴之	法政大学キャリアデザイン学部助教授
CL14	岡戸 博	

5. 主なコメントの概要とそれらに対する対応案

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
会社法との関係		
<p>「目的・範囲」に関して (基準案1項等)</p>	<p>・本基準は、コンバージェンスの一環のため、「財務諸表の注記事項」に限定して記載しているものと思われるが、「関連当事者の注記」という点では、会社法でもその開示が求められている。同じ「関連当事者」という用語を使用していることから会社法で求める開示も本基準の範囲とみなされ混乱が予想されるため、会社法における開示と、本基準の適用範囲の整理を明示してどうか。また、本基準と会社法上の開示では、下記の点、関連当事者の範囲が異なっている。混乱を避けるため、当該差異についても、説明を追加してもらいたい。</p> <p>＜会社法上、関連当事者の範囲に含まれないもの＞</p> <p>⑧親会社の役員及びその近親者</p> <p>⑨重要な子会社の役員及びその近親者</p> <p>⑩従業員のための企業年金</p> <p>・基準案および適用指針案と会社法の開示との関係を実務の観点から明らかにする必要があると考える。</p> <p>(理由)</p> <p>基準案および適用指針案では、会社法の開示との関係について言及されていないが、基準案等と会社計算規則第140条（関連当事者との取引に関する注記）の規定は異なる内容となっている。証券取引法決算は証券取引法関係規則に、会社法決算は会社法第431条、会社計算規則第3条および第140条にしたがうことを考えると、基準案および適用指針案がどのような局面で適用されるのか実務上の混乱が生じることからこれらの関係に言及する必要があると考える。</p>	<p>関連当事者の範囲については、現行の会社法の規定は、本基準適用前の証取法上の関連当事者開示がベースとなっていると考えられる。</p> <p>また、会社法のもとでの関連当事者注記では、会社法独自の観点から加えられたと解される規定（現行の取扱いにも本会計基準にも含まれていないもの）が設けられているが、その部分について具体的な記述を行うことは、本会計基準の役割を超えているため、特段の修正を行わないこととする。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>また、基準および適用指針は、開示を規定するものであることから、「開示の方法」として（連結）財務諸表の注記により開示する旨明記する必要があると考える。</p>	
	<p>・基準案及び適用指針案と会社計算規則 140 条の「関連当事者との取引に関する注記事項」との関係が明らかではないので、実務上の混乱が生ずるおそれがある。確かに、基準案 1 項は、その目的を、財務諸表の注記事項としての関連当事者の開示についてその内容を定めることとしていることから、会社計算規則に基づき作成される個別注記表については、取り扱っていないということとも考えられる。しかし、会社計算規則は、その第 3 条において、「この省令の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない。」と定めており、基準案及び適用指針案が正式な会計基準及び適用指針として公表された場合、個別注記表の作成に際してもしん酌されることになる。そして、個別注記表の内容と基準案及び適用指針案との内容には違いがあるので、その取扱いに関する規定を適用指針案に設け、その関係を明確にしておかないと、実務に混乱が生ずるおそれがある。</p> <p>また、会社計算規則は、「関連当事者との取引に関する注記」の表示を計算書類である個別注記表のみに要求し、連結注記表には表示しないことを認めていることから（同規則 129 条 2 項 3 号）、関連当事者との取引が会計計算規則 140 条 2 項に掲げる取引に該当しない場合には、連結会社間の取引で連結計算書類を作成するときに相殺消去されるものについても重要なものを、個別注記表の「関連当事者との取引に関する注記」において表示しなければならない。したがって、この際の重要性の判断規準に関する実務上の取扱いについても、適用指針において明らかにすべきである。</p>	<p>上記コメントへの対応を参照。</p>
<p>基準案 5 項 「用語の定義」</p>	<p>・基準案 5 項の関連当事者の定義には「親会社の役員及びその近親者」、「重要な子会社の役員及びその近親者」、「従業員のための企業年金」が含まれていることにより会社計算規則第 140 条の規定よりも広い範囲のものとなっている。実務上の明瞭性という意味でも会社法と内容を統一していただきたい。</p> <p>(理由)</p>	<p>上記コメントへの対応を参照。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>会社法（計算規則）が5月に施行されたばかりという状況の中、会計基準と内容が整合していないことにより、実務上混乱が生じる可能性があるため。</p>	
	<p>・関連当事者との取引の開示について、連結財務諸表で開示を行っている場合には、個別財務諸表での開示を要しないこととされている（会計基準第4項）。本会計基準の適用に対応して、現在、計算書類の注記事項として位置付けられている関連当事者との取引の開示を、会社法においても、本会計基準に準じて、連結計算書類の注記事項として位置付けられるよう調整を図るべきである。</p>	<p>会社法に係る指摘であり、指摘への対応は本会計基準の役割を超えている。</p>
用語の定義		
<p>「議決権」及び「業務執行権」基準案5項(3)本文、⑩</p>	<p>・(コメント) 公開草案における「業務執行権」基準について言及すべきである。  [理由] 昨今の投資事業組合の連結上の取扱いが整理されたことで、当然反映しなければ、実務上対応ができず、関連当事者の開示に関する実務対応報告の公表意義を損なうものであるからである。  ・関連当事者には、投資事業組合も含まれる（基準5項(4)）こととなるが、本基準においては、「議決権」をベースにした判定基準（記載）が多用されている。投資事業組合に関する「業務執行権」の概念も、「議決権」に加えて記載してはどうか。</p>	<p>組合の場合で、かつ業務執行組合員が組合の財務及び営業又は事業の方針を決定している場合には、(3)⑩の「議決権」を「業務執行を決定する権限」と読み替えることが妥当であり、その旨が明確になるよう修正する。</p>
<p>個別財務諸表における除外規定（基準案5項(3)また書き）</p>	<p>・基準5項(3)「また書き」において、「個別財務諸表上は、・・・・除く」との個別財務諸表に限定した、除外規定が記載されているが、唐突感があるため、除く理由を結論の背景で説明してはどうか。（重要な子会社が存在する場合は、連結F/Sが開示されているため、個別財務諸表での議論が不要ということか。）</p>	<p>個別財務諸表での開示を行う場合は、連結財務諸表において連結対象とすべき子会社が存在しないときと同様に、開示対象の役員として、子会社役員が含まれないのは自明と考えられる。特段の修正は行わないこととする。</p>
<p>「主要株主」の定義（基準案5項(6)、17項、適用指</p>	<p>・適用指針3項の「主要株主」の具体的な定義の根拠規定について、基準17項で、10%以上議決権保有の根拠規定（証券取引法163項1項）のみが記載されている。開示根拠を明確にするためにも、信託等での保有のため主要株主に該当しない場合の根拠規定（企業内容等開示ガイドライン24の5-17）も併せて記載してはどうか。</p>	<p>指摘のガイドラインは、証券取引法関係規則の開示規定の指針に当たると考えられる。本基準では、基本的なものを定めており、特段の修正は行</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
針案3項)		わない。
関連当事者の範囲		
重要な子会社の役員（基準案第20項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連当事者か否かの判断は、子会社の重要性によるのか、役員個人の重要性によるのかを明確にしていきたい。</li> <li>（理由）通常「重要な」は「子会社」にかかるものと思われる。しかし、「企業グループの事業運営に強い影響力を持つ者が子会社の役員にいる場合には」とあり、「重要な」は「役員」にかかるようにも読める。いずれが正当であるか、誤解のない表現に修正する必要があると考える。</li> <li>・基準案5項（3）⑨「重要な子会社の役員及びその近親者」の「重要な子会社の役員」の意義が明確ではない。この重要な子会社の役員とは、基準案によると、子会社の役員のうち重要な者という意味であり、重要な子会社における役員ではない。しかし、「重要な子会社の役員」という言葉からだけでは、どちらを指すかが明確ではなく、誤解の生ずるおそれがある。そこで、この用語を「重要な子会社役員及びその近親者」などに変更し、子会社役員のうち重要な者ということを明確にすべきである。</li> <li>・（コメント）関連当事者の範囲に含められる重要な子会社の役員について、より具体的に明示すべきである。</li> <li>（理由）基準案20項で、「例えば、財務諸表作成会社が純粋持株会社の場合には、企業グループの事業運営の中核となる会社が子会社とあるので、当該中核となる子会社の役員は対象となると考えられる」とされているが、その他にも「企業グループの事業運営に強い影響力を持つものが子会社の役員にいる場合」として記載する必要がある場合には、具体的な判定基準等を明示すべきである。</li> <li>・基準案5項(3)⑨及び20項における「重要な子会社の役員及びその近親者」との取引を開示するに当たっての、「重要な子会社」の具体的な判定基準を定めて頂きたい。判定基準がないと、各企業毎で判断基準がまちまちになり公平性を欠く恐れがあるほか、現場の作業負担が増加する恐れがあると思われます。また、第20項では「強い影響力を持つ者」という表現があるが、</li> </ul>	<p>本会計基準案では、「重要な」は「役員」にかかるものと考えており、その旨が明確になるよう、会計基準案第20項（基準では第21項）の表現を修正する。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	どの程度を「強い影響力」と捉えるのか、該当する役員の有無を誰が判断するのか等、具体的な判定方法が必要ではないか。	
「緊密なる者」（適用指針案 22 項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用指針 22 項で、実質的に会社に強い影響力を持つものも、関連当事者の範囲に含めるべき旨が記載されている。上記とは逆に、会社が実質的に影響を与える「緊密なる者」についても、関連当事者の範囲に含まれるか否かを記載してはどうか。</li> </ul>	<p>関連当事者開示に緊密な者との取引まで求めるのは実務負担も重く、また、国際的な基準でも求められていないので、特段の修正は行わないこととする。</p>
企業年金（基準案 5 項(3) ⑪、22 項）	<p>関連当事者の範囲の一つとして、「従業員のための企業年金（会社とは明らかに独立して運営されているものを除く。）」が揚げられていること、結論の背景（22 項）のその考え方に関して</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）書かれている内容が、わが国の状況を踏まえていないような印象を持ちます。例えば、年金資産の自家運用の要件や内容について充分調査されているのでしょうか。自家運用に関する法令の規制によれば、「年金資産の自家運用を行い、また、当該企業グループと取引を行っているような場合」は想定し難いものと思います。</li> <li>（2）確定拠出年金制度、確定給付企業年金制度（規約型）、適格退職年金制度については、年金制度自体に法人格はありませんが、そもそも関連当事者の範囲に入り得るものなのでしょうか。</li> <li>（3）除外するとしている「会社とは明らかに独立して運営されている企業年金」の定義が書かれてなく、一方で、開示対象となるのは、「年金資産の自家運用を行い、また、資金運用の一環として当該企業グループと取引を行っているような場合であると考えられる」と、断定を避けつつ例示があるのみです。これでは、実際の適用にあたって混乱が生じるのではないのでしょうか。あるいは、わが国の企業年金のほとんど全部は対象にならないとの主旨でしょうか。</li> <li>（4）海外の連結子会社については、米国の実際の開示例（企業年金が当該会社に不動産を賃貸している場合）が一件紹介されていますが、それがわが国の基準（今回の案）に照らして論じられていません。これでは、実際の適用にあたって混乱が生じるのではないのでしょうか。あるいは、海外の連結子会社については、IAS または FAS の基準で開示対象となるものは、そのまま開示対象とするとの主旨でしょうか。</li> </ol>	<p>企業年金に関する記述については、受領したコメントの趣旨も踏まえて検討し、第 5 項(3)及び第 22 項（基準では第 23 項）の記載を修正する。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>(5) 企業年金に関する開示内容が示されていません。企業年金は一般の会社とは形態が異なりますから、一般の会社に関するものと思われる開示項目を企業年金に適用することは困難な面があります。</p>	
	<p>IAS24において、関連当事者として「事業体あるいは事業体の関連当事者の従業員に対する退職給付制度」が入ったのは、退職給付制度の資金の運用先として当該事業体やその関連事業体（以下、当該事業体等）への貸付や投資を強制したり推奨していたりするために、当該事業体の経営成績や財政状態と企業年金の運営が事業体の経営者の恣意的な取引の反映と見做せる仕組みとなっているケースがあるからと思われる。（英国マックスウェル事件、米国エンロン事件等）。</p> <p>国内の企業年金制度については、生命保険会社の年金保険等を用いる場合や信託銀行を通して年金資金の運用をしている場合には、当該事業体への恣意的な投資の入る余地がなく、自主運用をしている厚生年金基金にあっても投資ルールが法令で規定され、当該企業への恣意的な投資は排除されている。従って、一般に国内の企業年金制度は、関連当事者から除外する規定とすることが望ましい。</p> <p>逆に、関連当事者に含める場合は、退職一時金を退職給付引当金として準備している場合や自社年金で資産の運用を信託銀行や生命保険会社を通さずに行なっているケースである。その資金の事前準備は、強制的に会社資産として運用することを前提としていることが多いからである。</p> <p>公開草案第14号では、関連当事者の範囲の1つとして、「従業員のための企業年金（会社とは明らかに独立して運営されているものを除く。）」と記述されている。企業年金の制度は、会社の規定として運営されるのが普通であり、これは独立して運営される例外のみを排除する規定と読み取れる。上述の観点に立ち、表現を改めることにより、一般的には国内の企業年金は、関連当事者の対象外とされるように工夫されたい。</p> <p>例えば、「従業員のための企業年金（国内において、生命保険会社の年金保険等を用いるケースと信託銀行を通じた年金資金の運用に限定される場合を除く。）」と記述する。</p> <p>また、結論の背景において、関連当事者に含める場合は、退職一時金を退職給付引当金として準備している場合や自社年金で資産の運用を信託銀行や生命保険会社を通さずに行なっているケー</p>	<p>上記のコメントに対する対応を参照。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>ス及びこれに準ずるケース等を例示する書き方としてはどうか。</p>	
	<p>① 企業年金が、年金信託契約や年金投資一任契約などの自家運用以外の運用のみを行っている（企業年金が運用上、当該企業グループと取引することを指示できない）場合は、開示対象の取引には該当しないという理解でよいか確認したい。</p> <p>また、企業年金が自家運用により、株式のインデックス運用、債券運用等を行う場合に、母体企業発行の有価証券の売買を行うことは、開示対象の取引に該当しないとの理解でよいか確認したい。</p> <p>② 関連当事者の範囲とされる「従業員のための企業年金」に関して、例えば厚生年金保険法に基づく厚生年金基金および確定給付企業年金法に基づく企業年金基金は、別法人として設立され、企業と独立して運営されることが根拠法令により担保されていることから、関連当事者の範囲から除外される旨を明示していただきたい。</p> <p>③ 開示対象の取引の範囲については、「企業年金の運営に関する裁量権を与えられた、企業と独立したものが当該裁量権に基づき実施する取引は除かれる」旨を明示していただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>①企業年金に係る資産運用・管理に関する裁量権を与えられたもの（企業と独立したもの）が裁量権に従って資産運用・管理を実施するにあたって発生する取引、②企業年金に係る制度管理に関する業務の委託を受けたもの（企業と独立したもの）が独自の判断により業務の再委託等を実施するにあたって発生する取引、③確定拠出年金において加入者が独自の判断で運用商品への運用を指図した結果発生する取引等は、企業の判断により実施される取引とは言い難い。このため、開示の目的に鑑みて、当該取引は開示対象の取引の範囲から除外されるべきものと考えられる。</p> <p>④「米国の実際の開示例では、企業年金が当該会社に不動産を賃貸している場合があげられている」との表現があるが、例示を改めるべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>本邦では、自家運用による不動産投資はできないため、当該記載は実態に合っていないと考え</p>	<p>上記のコメントに対する対応を参照。</p>



論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	る。	
	<p>1. 基準案第5項(3)⑩について</p> <p>(1) 企業年金(会社とは明らかに独立して運営されているものを除く)の定義について</p> <p>⑩に「(会社とは明らかに独立して運営されているものを除く)」と記載されている点について、企業と独立して運営されている別法人であっても、関連当事者の開示の趣旨からみて、開示対象に該当する可能性がある。「明らかに独立して運営」の解釈については、結論の背景である第22項にも明示されていないため、基準の中に説明を示していただきたい。</p> <p>2. 基準案第22項について</p> <p>(1) 自家運用の例示および市場運用の除外について</p> <p>関連当事者に該当する例示として、自家運用の記載がある。現在の法制化されている企業年金制度においては、厚生年金保険法に基づく厚生年金基金と確定給付企業年金法に基づく企業年金基金(以下、「基金」という)において自家運用が認められているが、運用対象は、株式のインデックス運用や債券運用等に限定されており、基準案第22項の例示のような取引を行うことはできない。</p> <p>すなわち、自家運用も含め、年金運用の範囲は市場運用等の一般の取引と同様なものに限られているため、基準案第9項(1)の開示対象外の取引に該当すると考えられる。自家運用の例示は適切ではないと考えられるため、記載を改めていただきたい。また、市場運用は基準案第9項(1)に該当する旨を明示していただきたい。</p> <p>(2) 明らかに独立して運営されているものについて</p> <p>関連当事者の開示の趣旨からいえば、企業年金を別法人として運営していて、母体企業の役員の間接や母体企業と当該法人との直接取引が開示の対象と考えられる。</p> <p>基金の場合、一定の範囲で、年金目的以外の事業(福祉事業)を行うことができる。また、借入金についても厚生労働大臣の承認を受けたときは認められる。このような場合は、「明らかに独立して運営されているもの」に該当するかどうか確認したい。</p>	上記のコメントに対する対応を参照。
	・基準5項(3)⑩及び第22項に従業員のための企業年金(会社とは明らかに独立して運営され	退職給付信託を設定している場合で

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>るものを除く)とありますが、所謂「退職給付信託」は本基準で関連当事者として想定されているものかどうか明らかにしていただきたい。</p>	<p>も、年金資産の入替えや返還を会社と直接行うときで、これらの取引に重要性がある場合には、開示対象となるものと考えられる旨を明示する。</p>
取引の範囲		
基準案4項	<p>・関連当事者取引について、連結財務諸表で関連当事者の開示を行っている場合でも、個別財務諸表での開示を要求すべきと考える。</p> <p>[理由]</p> <p>(1) ライブドアの粉飾決算では、子会社との取引、具体的には、架空の広告料取引で、子会社から親会社に付け替え、個別財務諸表における利益を水増しする会計処理が行われたこと、投資事業組合を経由した自社株式売買による利益計上が行われた、と認められる事実がある。この場合、かえって連結することにより相殺消去されると、粉飾決算の実態を把握するための利害関係人(投資家、債権者、アナリスト、会計監査人など)の情報が抹消される。</p> <p>(2) 会社法では、会社計算規則において連結相殺前の開示を規定した。これは、関連当事者との利益相反取引の実態開示と利益相反取引の牽制・抑止が趣旨であるからである。なお、この理念は(1)のコメントの趣旨と同一である。また、証券取引法(金融商品取引法)開示と会社法開示は、基本理念を相互に斟酌した対応が要求されるはずである。</p> <p>(3) (3) 平成18年3月決算において中堅不動産会社の都心開発用地の不動産ファンドの不動産売却に伴う不動産売却益を利益の源とするファンド損益の売上計上が問題となり、大手監査法人の監査により、この売上が認められず経常利益とともに100億円を超える下方修正が行われた(コメント添付資料1)この場合も、不動産ファンドを、連結すれば、相殺される性質のものであるが、ファンドを経由した不適切な取引が、個別財務諸表での関連当事者開示を求めなければ、解らなくなる。</p>	<p>検討の結果、今までの証券取引法上の開示及び米国基準での開示も踏まえ、特段の修正は行わないこととする。</p> <p>なお、粉飾決算は、会計基準等の遵守や適正な監査などにより当然に防止されるべき性格のものであり、関連当事者開示によって改善される性格のものではないと考える。</p>
基準案6項	<p>・連結子会社間取引も開示対象とすべきと考える。</p>	<p>上記コメント対応を参照。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>[理由] ライブドア事件のように、複数の投資事業組合及びSPVをからめ、自社株売却益を、ファンド損益に転換（資本取引を損益取引に転換）するような事例が生じると、連結子会社間取引を開示させ、透明性を確保しなければ、個別財務諸表において粉飾決算が発生する余地が残る。また、不動産ファンド間の未開発不動産のころがし（売買）により、容易にファンドの利益は捻出され、個別財務諸表に投資損益として反映させることが可能である。このような事例には、上述のように、連結子会社間取引を開示させ、透明性を確保しなければ、個別財務諸表において粉飾決算が発生する余地が残る。</p>	
<p>基準案 6 項、 25 項</p>	<p>・開示対象となる関連当事者との取引の範囲において、基準 6 項、25 項で連結子会社と関連当事者の取引が該当するとされているが、証券取引法関係規則の範囲とも異なり、且つ連結子会社と関連当事者の取引を網羅的に把握することは実務上困難な場合も考えられるため、財務諸表作成会社と関連当事者との間の取引及び財務諸表作成会社と連結子会社との間の取引にとどめることもできるよう、選択適用可能としていただきたい。（即ち、「本公開草案の概要」の「開示すべき範囲」（注）②ア. においては（3）及び（4）とされていますが、証券取引法関係規則にあわせて（3）のみとすることもできるよう、選択可能としていただきたい。）</p>	<p>本会計基準案では、連結子会社と関連当事者との間に取引がある場合には、IAS 第 24 号や SFAS 第 57 号と同様、開示対象に含めることとし、これにより、例えば、組織再編で純粋持株会社を設立した場合、財務諸表作成会社であった事業会社が純粋持株会社の連結子会社となり、それまで開示されていた関連当事者との取引が開示されなくなるという問題も解消を図っている。重要性の判断基準により実務の負担にも配慮しており、本会計基準の適用に合わせ、証券取引法関係規則は改正されることが想定されるため、特段の修正は行わないこととする。</p>
	<p>・（コメント）連結財務諸表上、連結子会社と関連当事者との間に取引がある場合に、開示対象に含めることとする考え方に賛成である。</p>	<p>本会計基準案の考え方である。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>(理由) 現行の証券取引関係規則では、純粋持株会社の場合、連結子会社である事業会社と関連当事者との取引が開示されていないことが弊害となっており、これが解消されるため、妥当であるとする。また、このような会計処理の方法は国際的な会計基準の考え方とも調和している。</p>	
<p>基準案 5 項 (3)、6 項及び 20 項</p>	<p>・基準 5 項 (3)において、「親会社の役員及びその近親者、これらの者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及びその子会社」及び「重要な子会社の役員及びその近親者、これらの者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及びその子会社」等が新たに関連当事者の対象範囲とされております。また、「会計基準」6 項において、新たに「連結子会社と関連当事者との取引」についても開示すべき取引の範囲とされております。これらの取引に係る情報は、会社に対して重要な影響力を有している者との取引であり、対等な立場で行われるものとは限らないものとも考えられることから、企業経営の健全性の観点から、重要な事項であると認識しております。また、企業再編による純粋持株会社の増加等、企業集団の形態も複雑化・多様化してきており、現行の取扱いでは、連結財務諸表上の会社に対して重要な影響力を有している者との取引が適切に開示されない場合も懸念されます。このような状況を踏まえた場合、関連当事者との取引は、会社の財政状態や経営成績に影響を及ぼすことに加え、会社の経営姿勢等を示すものとして、投資者が投資判断を行う上でも重要な情報になると考えられることから、関連当事者の対象範囲及び開示すべき取引の範囲を拡大すべきであるというご提案については、賛成いたします。また、純粋持株会社の場合、実際に事業を営む会社の子会社となることから、企業経営の健全性及び透明性を図る観点から、企業グループの中核となる子会社の役員を対象とするご提案についても賛成いたします。</p>	<p>開示対象に関する全般的なコメントについては、概ね本会計基準案の考え方である。重要な子会社の役員に関しては、前述(5 ページ)したコメントへの対応を参照。</p>
<p>「開示対象となる関連当事者との取引の範囲」 (基準案 9)</p>	<p>・重要性の観点、および、企業のコスト負担等に鑑みれば、一定の項目(例えば、「重要な子会社の役員及びその近親者との取引の開示」や「連結子会社と関連当事者との取引の開示」等)の開示については、すべての会社に一律に適用することは適当ではなく、純粋持株会社に限定すべきである。 (理由)</p>	<p>重要な子会社の役員との取引や連結子会社と関連当事者との取引の開示に関しては、連結財務諸表に対する影響を考慮すると、純粋持株会社以外の場合でも重要性の高い取引であれば、開示する</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本基準案の結論の背景にある通り、「純粋持株会社」の増加等の経済環境の変化を考えれば、企業グループの事業運営の中核となる会社が子会社となる、いわゆる純粋持株会社について開示範囲を広げる手当てが必要と考える。しかしながら、このような純粋持株会社と子会社との関係は、純粋持株会社以外の会社と子会社との関係とは本質的に異なるため、すべての会社に一律に適用することは適当ではないと考える。</li> <li>・複数の子会社が1つの関連当事者と取引した場合、これらの取引を合算して把握し重要性を判断する必要があるが、新たな情報を入手するシステム構築等を含め、企業の実務負荷、コスト負担は増大することとなる。</li> </ul>	<p>ことが必要であるものと考えられるため、この部分については特段の修正は行わないこととする。</p> <p>また、関連当事者との取引に関する重要性は、通常の場合取引ごとの判断であり、複数の取引を合算して重要性を判定しなければならない局面は限られるものとする。</p>
【取引条件が一般取引と同様であることが明白な取引】 (基準案 9 項、31 項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引とはどのようなものかについて、恣意性排除のためにも、結論の背景で解説してもらいたい。</li> <li>・基準 9 項では「取引条件が一般取引と同様であることが明白な取引」については開示対象外としている反面、31 項では「第三者との取引と同等な条件」は開示を省略できないとなっている。この「取引条件が一般取引と同様であることが明白な取引」と「第三者との取引と同等な条件」を区別する判断基準が不明瞭であるため、明示して頂きたい。</li> <li>・基準案 31 項では、同 9 項に開示対象外の取引として定義される「取引条件が一般取引と同様であることが明白な取引」を除き、「第三者との取引と同様な条件」であっても（取引の）開示は省略できないとされている。会計基準案 31 項の「第三者との取引と同等な条件」の取引と会計基準案 9 項の「取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引」について、具体的に例示する等、相違点を明確にしていきたい。また、会計基準案 31 項の「第三者との取引と同等な条件」は括弧書で「一般的な取引条件」と説明されているが、括弧書の趣旨が明確になるように字句を修正頂きたい。</li> </ul> <p>(理由) 基準案 31 項の「第三者との取引と同等な条件」の取引と会計基準案 9 項の「取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引」の違いが不明瞭なため。</p>	<p>ほぼ現行の取扱いどおりの記述であり、既に実務慣行も醸成されていると思われることから、特段の修正は行わないこととする。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>・ 基準案 9 項では、「一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引」は開示対象外とされている。この開示対象外の取引について保険関係取引も含まれると理解されるが、その旨を確認したい。</p> <p>(理由) 保険関係取引については、取引条件に恣意的判断の入る余地はなく、預金利息及び配当の受取り同様、取引条件が一般の取引と同様であることが明白であると考えられるため。</p>	<p>定型的な約款などにより、一般顧客に同一の条件で提供する商品を、これと同様の条件で関連当事者に提供している場合に限れば、コメントのような解釈になるものとする。特段の修正は行わないこととする。</p>
<p>関連当事者が個人の場合における開示対象外の取引(基準案 9 項、適用指針案 16 項、30～32 項)</p>	<p>・ 基準案 9 項では、「預金利息及び配当の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引」は開示対象外となっているため、預金残高が 1,000 万円を超える取引であっても開示対象外となることを確認したい。</p> <p>(理由) 「預金利息」の受取りを「一般の取引と同様であることが明白」と規定しており、適用指針案第 16 項における「1,000 万円を超える取引については、すべて開示対象とする」との関係が不明確であるが、当該預金取引は開示対象外とすることでさしつかえないと考える。</p>	<p>上記コメントへの対応を参照。</p>
<p>一定の大企業又は業種固有の取扱い(基準案 9 項、適用指針案 16 項、第 30～32 項)</p>	<p>・ 一定の大企業又は業種については、経営成績等に影響を及ぼす可能性のある取引の開示という目的に反しない範囲で、以下のような例外規定の設置又は弾力的な運用を可能にいただきたい。</p> <p>① 一般顧客に対して提供する定型金融商品は、「一般の取引と同様であることが明白な取引」として開示対象外とする。</p> <p>② 上記①が採用されない場合、1,000 万円という金額基準について、金融業は例外とする。</p> <p>③ 上記②が採用されない場合、企業規模を勘案した規定を設ける(例えば、取引額が資本の 5%以内である場合は開示対象外とできる、など)。</p> <p>(理由) 一般事業法人与異なり、金融業(特に銀行業)においては、預金・ローン等は個人との間で通常に行われる取引であり、金額 1,000 万円以上の取引であっても、企業規模によっては必ずしも重要な取引とは言えないと考えられる。</p>	<p>上記コメントへの対応を参照。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>預金・ローン等は、親会社および重要な子会社の役員が2親等以内の親族と連結子会社との取引すべてを把握している可能性は低く、監査委員会報告第62号「関連当事者との取引に係る情報の開示に関する監査上の取扱い」中「V 3(2) 関連当事者との取引の把握方法」で例示され、現行の「取締役の回答書提出」による調査方法では限界があると思われる。</p> <p>また、役員より親族の個人情報（氏名、生年月日、住所等）を聴取のうえ、会社としてすべて調査することも理論的には考えられるが、個人情報保護の観点からは問題がある。さらに、その結果を開示するとなると、金融業においては、個人取引先の資産状況開示とほぼ同義であり、一般事業法人とは異なり、より注意を払わなければならない問題がある。</p>	
<p>「資本取引」に該当するストック・オプションの開示（基準案9項、27項）</p>	<p>・役員に対する報酬は、基準9項において、開示対象外となっているが、報酬に該当しないストック・オプション（『ストック・オプション等に関する会計基準』27項において基準対象外とされている取引）は、資本取引であるため、本基準27項による開示対象に該当することになると思われる。当該論点について、実務における開示の注意喚起の意味もこめて、適用指針等で記載してはどうか。</p>	<p>文案の内容で判断することが可能であり、報酬に該当しないストック・オプションを役員や株主等に与える状況はかなり限定的なものと推察される。具体的な記載は行わないこととする。</p>
<p>「役員報酬」の開示対象外の取引（適用指針案23項）</p>	<p>・経済的利益の供与であっても、総会決議により「役員報酬等」として、定められていれば、開示対象外となっている。逆に、総会決議が行われずに支給している、社宅家賃補助等の福利厚生費関係の費用（経済的利益の供与）があれば、開示対象と言うことになると思われるため、その点実務の混乱を避けるため、例示記載等してはどうか。</p>	<p>文案の内容で十分足りているものと考えられるため、特段の修正は行わないこととする。</p>
<p>「資本取引」（基準案27項）</p>	<p>・「資本取引」を開示対象とする旨は、現行の監査委員会報告第62号『関連当事者との取引に関する・・・監査上取扱い』では明確になっていなかった論点である。このため、新たに明確になった論点と言うことから、結論の背景だけでなく、本文においても明記してはどうか。</p>	<p>監査委員会報告第62号において、設例の中に資本取引のものが含まれている点を考慮すると、現行の取扱いを変えていない旨、結論の背景に記載するという対応が適切であり、特段の修正は行わないこととする。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
取引の開示		
貸倒懸念債権及び破産更生債権等（基準案第36項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸倒懸念債権等に関する情報は、開示不要としていただきたい。（理由）            関連当事者の貸倒懸念債権等に関する情報は、信用不安を発生させる可能性があることも考慮して、関連当事者の種類ごとに合算して記載することを認めている。しかし、関連当事者が1社しかない場合には、実質的に個社に関する情報が開示されることとなる。            また、現行の証券取引法関連規則や会社計算規則においても開示が要求されていない事項でもあるため、本基準においても開示不要とすべきである。</li> <li>基準10項(8)、36項、適用指針8項において、関連当事者との取引による貸倒懸念債権、破産更生債権等に関する情報については、関連当事者ごとに開示せず、関連当事者の種類ごとに合算して記載することができる、と一定の配慮が認められていますが、指摘にあるように信用不安発生の懸念をいわずらに誘発することのないよう、より慎重・的確な対応が求められると考えます。したがって、「関連当事者の種類ごとに合算して記載することができる」という「できる」規定ではなく、種類ごとの開示を原則とし、適用指針の設例（「1. 関連当事者との取引」- (2) 関連会社等）においても、個別会社毎の具体的な開示例とはせず、種類ごとの開示例を提示していただきたい。</li> </ul>	<p>国際的な会計基準でも開示が求められている項目でもあり、投資情報として有用であるため、こうした情報の開示を求める点については、修正を行わないこととする。</p> <p>ただし、コメントで示された懸念については、合算開示する場合の開示例を修正することで対応する。</p>
【関連当事者の概要】（適用指針案7項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>開示項目には名称又は氏名も含まれるとされているが、個人名の開示は個人情報保護法に規定される個人情報にあたりと解釈される。本会計基準案に基づく個人名の開示は、個人情報保護法23条の「個人情報の第三者提供制限の例外規定」に該当し、個人情報保護法に抵触しないということを確認したい。            （理由）適用指針の記載例では氏名の開示が前提となっているが、個人情報保護法の観点から検討されているか明確でないため。</li> <li>関連当事者が個人である場合に「職業」の開示は省略してよいと考える。個人のプライベートな事まで開示する事には問題があると思われるため。</li> </ul>	<p>証券取引法の下での開示規定によって個人名等が開示される限り、個人情報保護法に抵触しないことを確認しており、特段の修正は行わないこととする。</p> <p>関連当事者が個人である場合、当該個人の職業に関する情報は有用ではないという意見も多いが、現行の証券取引法</p>



論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		関係規則でも開示を求めていることや開示の後退につながるという意見などを考慮し、特段の修正は行わないこととする。
取引内容がおおむね同一の場合の集約記載（基準案 10 項）	<p>・（コメント）基準案 10 項では、原則として個々の関連当事者ごとに項目を開示することとされているため、一定の場合、集約して記載することができるが、これについて、基準（案）適用指針（案）ともに明示されていないため、従来と同様に取引内容おおむね同一の場合は集約して記載できる旨明記されることが望ましい。</p> <p>（理由）基準案 10 項において、開示対象となる関連当事者との取引がある場合、原則として個々の関連当事者ごとに項目を開示することとされている。この場合、現行の財規様式第一号（記載上の注意）11 にあるように、関連当事者が提出会社の製品の販売会社で地域別に多数設立されており、それぞれの取引内容がおおむね同様であるときには、代表的な会社等を明示し、一括して記載することができると考えてよいか明確でないからである。</p>	財規様式の問題と考え、本会計基準案では特段の対応は行わないこととする。
取引条件の開示について（基準案 35 項）	<p>・（コメント）競争的で自由な取引市場が存在しない場合には、取引条件について具体的に記載すべきである。</p> <p>（理由）基準案 35 項では、「競争的で自由な取引市場が存在しない場合に、取引条件について独立第三者間との取引と同様の一般的な取引条件で行われた旨を記載するには、第三者との取引と比較して同等の取引条件であることを要すると考えられる」とされている。しかし、このような場合には、競争的で自由な取引市場が存在する場合に比べ、取引条件に幅があり、一般的な取引条件に該当するかの判断は難しく、恣意的な判断が介入する余地があるため、具体的な取引条件を記載すべきであるとする。</p>	コメントを考慮した再検討の結果、現在の文案に、特段の修正を加えないこととする。
	<p>・（コメント）関連当事者との取引に関する開示において、開示対象となる取引の取引条件の開示を求めているが、会計基準第 35 項は以下のように記載を見直す必要がある。</p> <p>「競争的で自由な取引市場が存在しない場合は、第三者との取引と比較して同等の取引条件であることが実証できない限り、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行われた旨を記</p>	上記コメントに対する対応を参照。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>載することはできない。」</p> <p>(理由) 会社と関連当事者との間で取引が行われる場合には、相対での交渉で行われる取引が多く、競争的で自由な取引市場が存在しないため、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件による旨の開示を安易に行うことを防止する必要がある。</p>	
存在に関する開示		
「公開」および「非公開」の定義（適用指針案 10 項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「公開又は非公開の別を開示」とあるが、「公開」および「非公開」の定義について明確にしていきたい。</li> </ul>	<p>会社法上の概念との混同を危惧したコメントと思われる。「上場又は非上場の別を開示」に修正する。</p>
<p>関連当事者の存在に関する開示（基準案 11 項、38 項、適用指針案 1 項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準 11 項(2)、38 項及び適用指針第 11 項では、重要な関連会社について要約財務諸表の開示が求められておりますが、開示に当たっての基準日等の取り決めが必要ではないかと考えます。</li> <li>・(コメント) 適用指針案 11 項では、要約財務情報を合算して記載する場合には、持分法投資損益の算定対象としたすべての関連会社の財務情報を合算したものを記載することもできるとされている。この場合は、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがないと認められる場合に限るべきである。</li> <li>(理由) 例えば、重要な関連会社に該当しない関連会社の数が多く、合算することにより、重要な関連会社の財務情報が適切に反映されない場合には、かえって利害関係者の判断を誤らせるおそれがあると考えられる。</li> <li>・(コメント) 重要な関連会社に係る要約財務情報を合算して記載する場合の方法を明確にする必要がある。また、当該要約財務情報の開示に当たっては、財務諸表の注記事項としてではなく、財務諸表外の情報として開示することも検討する必要がある。</li> <li>(理由) 要約財務情報は合算して記載することができるが、合算して記載した要約財務情報に会社間の相互取引が相当程度含まれている場合における相殺消去等の調整手続の要否など、そもそも要約財務情報の作成基準が明らかにされていないと考えられる。また、</li> </ul>	<p>持分法投資損益の算定に使用した財務諸表を開示する旨定めているため、特段の修正は行わないこととする。</p> <p>コメントを考慮の上、再検討を行ったが、本開示の新設にあたり、合算開示の容認は必要であるとの認識から、特段の修正は行わないこととする。</p> <p>関連会社の財務諸表を合算ベースで開示する場合には、米国会計基準と同様に、単純合算ベースでの記載を前提としている。</p> <p>したがって、十分監査に耐えられるだけの情報は得られるものと考えられる</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>関連会社に係る要約財務情報は、必ずしも関連当事者との取引として開示すべきものではないため、例えば、重要な連結子会社の財務情報等を開示している有価証券報告書の「関係会社の状況」において、重要な関連会社に係る要約財務情報を開示することも考えられる。</p> <p>なお、重要な関連会社に係る要約財務情報が財務諸表の注記事項とされた場合には、当然に監査対象となると想定されるが、持分法計算に必要な情報は入手できたとしても、必要かつ十分な監査証拠を入手することができず、監査意見の限定又は意見の不表明となる可能性があり、実務的な混乱をきたすことが懸念される。</p>	<p>ため、特段の修正を行わないこととする。</p>
<p>重要な関連会社の要約財務情報（基準案 11 項および 38 項；適用指針案 11 項、19 項、33 項および記載例 2）</p>	<p>・【意見】重要な関連会社の財務情報の開示方法について、①重要な関連会社を個別に記載する方法、②重要な関連会社を合算して記載する方法、または③重要な関連会社を含むすべての持分法適用関連会社を合算して記載する方法等の選択適用が認められている（適用指針案第 11 項および記載例 2）。この点につき、財務諸表利用者の情報需要から判断して、次の通り、開示を要求するのが適切である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 上記①に基づく開示を義務付ける。</li> <li>(2) 関連会社全体の重要度が高い企業に関しては、上記①に加え、上記③に基づく開示も義務付ける。</li> </ol> <p>【理由】SEC 基準適用の日本企業の中には、APB18 号およびレギュレーション S-X の規定に従い、持分法適用企業に関して、本会計基準案および本適用指針案によって指示されているような追加的開示を実施しているところもみられるが、その大部分は、上記②または③に基づく開示を実施している。このことから、日本企業全般に対して、上記①～③等の選択適用を要求しても、大部分の企業は、②または③の開示を選択するものと思われる。しかしながら、先般、私が実施した調査によれば、財務諸表利用者は、上記②または③を最も有用な情報とは必ずしも捉えておらず、むしろ①を優先的に開示すべき情報として捉えていることが明らかになっている。</p> <p>すなわち、先般、持分法適用企業に関して、財務諸表利用者がどのような情報需要を有しているかを特定するため、証券アナリスト対象の調査を実施したところ（セルサイドおよびバイ</p>	<p>2 つ上のコメントに対する対応を参照。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>サイドのアナリスト 30 名に対する個別聴き取り調査)、財務諸表利用者は、持分法適用企業に関して、次の情報需要を有していることが判明したのである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記②または③等の合算情報ではなく、①重要な持分法適用企業の財務諸表自体をより必要としている。</li> <li>・ ただし、持分法適用企業全体の重要度が高い企業に関しては、上記①に加え、③等の合算情報も有用性が高いと解される。</li> </ul> <p>財務諸表利用者が、合算情報よりも、重要な持分法適用企業の個々の財務諸表自体をより必要としている、主たる理由は、合算情報では、経営成績および財務状況の異なる多様な企業群が合算される結果、持分法適用企業全般のトレンド把握が、却って、困難になるという点にある。</p> <p>なお、海外においても、英国では、関連会社・JV 全体の合算情報と、重要な関連会社・JV を個別に記載した情報双方の開示が要求されており ([ASB],[FRS] 9, Associates and Joint Ventures, November 1997.), 本意見と類似の規定を図っている。</p>	
重要性の判断規準		
適用指針案 15 項及び 16 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適用指針案 15 項及び 16 項において重要性の判断規準を従来の規準より緩和することを提案しているが、この点の検討をもう少し慎重にすべきである。確かに、企業会計基準適用指針公開草案第 16 号第 31 項が言うように、関連当事者である個人との取引について、1,000 万円を重要性の判断規準として導入することには、一応の合理性があるとも思えるが、その金額をそのまま、関連当事者が会社の場合における特別利益・特別損失の重要性の判断規準として導入することには疑問がある。つまり、関連当事者が個人である場合には、その 1,000 万円は取引高の規準であるのに対し、関連当事者が会社の場合には、その 1,000 万円は損益の額に関する規準であり、また、関連当事者が会社である場合には、その損益の額が 1,000 万円を超える場合であっても、税金等調整前当期純損益の 10%以下となるときには、開示の必要がないものとされている。したがって、関連当事者が個人である場合における重要性の規準を 1,000 万円としたからといって、関連当事者が会社である場合における特別利益・特別損失の額の規準を</li> </ul>	<p>頂いたコメントも考慮の上、重要性の判断規準の全体のバランスを再検討した結果、ここでの重要性の判断基準の設定に関しては修正を行わないこととする。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>1,000 万円とすることには、理論的な根拠が乏しく、もう少し、慎重な検討が必要であると思われる。</p> <p>・関連当事者が個人である場合、関連当事者との取引のうち1,000 万円を超えるものについては、すべて開示対象とされている。実務上の明瞭性という意味で、1,000 万円という数値基準を設定することは理解できるが、実際に各企業へ適用するにあたっては会社規模等により財務諸表に与える影響も異なることから数値基準以外の定性的要素も認容される旨の内容も盛り込まれるべきである。</p> <p>(理由) 会社の規模・取引の内容によって1,000 万円の重要性は異なるため、様々な規模・業種の企業が適用する会計基準の記述としては、包括的に判断する取扱いが認容されるべきであると考えます。</p>	<p>関連当事者が個人である場合の重要性の判断基準については、現行の取扱いも踏まえ、個人と会社との間の取引に対する牽制の観点も踏まえた設定を行っている。このため、法人の場合とは異なり、会社の規模等に比例して設定という考え方をとっていない。頂いたコメントの内容も踏まえ、再検討を行ったが、この点の修正は行わないこととする。</p>
	<p>・重要性の判断基準において、適用指針 15 項 (1)②営業外収益、営業外費用③特別利益、特別損失で開示対象となる場合であっても、その取引総額が、「税金等調整前当期純損益」または「最近 5 年間の平均の税金等調整前当期純損益」の 10%以下となる場合には、開示を要しない、としており選択することとなっていますが、その際に「税金等調整前当期純損益」または「最近 5 年間の平均の税金等調整前当期純損益」のいずれか小さい方と比べるのか、大きい方と比べるのか明確ではないので、記載をより明確に明示するのが適当と考えます。</p> <p>・適用指針 15 項では、関連当事者が法人である場合の、開示対象となる取引に関する重要性基準が記載されているが、貸倒懸念債権及び破産更生債権等に係る情報については、重要性基準が記載されていないため記載していただきたい。</p>	<p>いずれかの 10%以下になった場合ということであり、現行基準と同様の記載となっているため、特段の修正は行わないこととする。</p> <p>適用指針案 15 項において、貸借対照表(及び損益計算書)項目に属する科目の残高等に関する重要性が示されており、これを適用することになるため、特段の修正は不要と考える。</p>
適用指針案 16 項前段、30 項及び 31	<p>・適用指針 16 項前段において、関連当事者が個人の場合における重要性の判断基準を 1,000 万円としており、「適用指針」第 30 項及び第 31 項において、当該判断基準の結論に至る背景が記載されております。一方、現行の関連当事者との取引に係る情報の開示に関する取扱いで</p>	<p>頂いたコメントの内容を踏まえ、再検討を行ったが、米国のレギュレーション S-X の下での開示に関する金額基準の動</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
項	<p>ある、監査委員会報告第 62 号「関連当事者との取引に係る情報の開示に関する監査上の取扱い」IV.2. 前段においては、役員及び個人主要株主等のグループに属する関連当事者との取引の重要性の判断基準を 100 万円としており、当該背景として「(個人主要株主や役員等に係る関連当事者との取引については)通常の商取引には該当しない場合が少なくないと考えられること。また、諸外国での開示事例でも役員等との取引については比較的少額のものでも開示されていることから、ディスクロージャーの国際的調和にも配慮したものである。」ことが挙げられている。適用指針 30 項において記載のあるように、現行の 100 万円を超える取引を開示するという取扱いは、会社と役員等との取引における一定の牽制機能を果たしていると考えられ、開示の対象とする取引を 1,000 万円に引き上げた場合には、合理性や必然性を欠く関連当事者との取引に対する意識の低下が起り得ることも懸念される。また、マザーズ市場等の新興市場を活用し、企業規模の小さい会社の上場が増加していることなどを踏まえると、これらの取引に係る情報は、1,000 万円を下回る取引であっても投資者が企業の健全性やコーポレート・ガバナンスに対する姿勢を評価する上で重要な情報になると認識している。したがって、現行の取扱い(すなわち関連当事者が個人の場合における重要性の判断基準を 100 万円とすること)を維持することが適当であると考え、適用指針 16 項前段、30 項及び 31 項については反対する。</p>	<p>向なども踏まえ、本会計基準案で提案した重要性の判断基準は修正しないこととした。</p>
開示の継続性は合理性を欠くこと(適用指針案 20 項)	<p>(コメント) 適用指針案 20 項では、一時的に数値基準を下回っても、それが一時的と判断される場合にはただちに開示対象から除外するなどの画一的な取扱いをせず、開示の継続性が保たれるように留意する必要があるとされているが、このような記載は不要であるとする。</p> <p>(理由) 一時的かどうかの判定は、事後的に判定することはできても、将来の見込みについて判断することは実務的には難しいと思われる。また、数値基準を下回っていることから、重要性がないと判断される項目について、注記を求めることに合理性はないと考えられる。</p> <p>仮に開示の継続性にプライオリティーを置く場合でも、適用指針案 20 項の末尾の表現としては、「留意することが望ましい」くらいのニュアンスにとどめるべきと考えられる。</p>	<p>本項の内容は現行の監査委員会報告第 62 号にも含まれていることも踏まえ、特段の修正は行わないこととする。</p>
その他		

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
米国基準採用会社の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米国会計基準等の国際的な会計基準を採用している会社が会社法の要請に沿った関連当事者の開示を行う際に追加の開示作業等が生じないよう（＝米基準による開示形式がそのまま営業報告書に使える等）各方面に配慮を求めてゆく必要があると考えます。</li> </ul>	<p>会社法にて対応すべき内容であり、コメントへの対応は、本会計基準の役割を超えている。</p>
内容の確認	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基準 24 項 3 行目 「生じる可能を否定できない」⇒「生じる可能性を否定できない」ではないか。</li> <li>2. 適用指針 15 項 ただし書き 2 行目 「その取引総額が、」⇒「その取引に係る損益の合計額が、」ではないか。 ↑ (理由) 現行『関連当事者との取引に係る情報の開示に関する監査上の取扱い』では、「取引に係る損益の合計額」となっている。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 指摘のとおり修正する。</li> <li>2. 検討の結果、「監査上の取扱い」を変更したものであり、特段の修正は行わないこととする。</li> </ol>
その他（字句修正等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「近親者」について（基準案 5 項(3)） 「近親者」は現行の規定と同様に、「2 親等内の親族」としてはどうか。</li> <li>・重要な関連会社について（適用指針案 19 項） 「なお、個別財務諸表で関連当事者との取引を開示する場合」は、「なお、個別財務諸表で関連当事者の存在を開示する場合」と修正する必要があると考える。</li> </ul>	<p>現在の基準案は、二親等以内の親族を例示列挙したものであるが、「2 親等内の親族」である旨も併せて記載することとする。</p> <p>また、「なお、個別財務諸表で関連当事者との取引を開示する場合」は、「なお、個別財務諸表において開示を行う場合」に修正する。</p>
表現に関するコメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用指針案で「事業年度」という用語が用いられている箇所について（6 項、9 項、20 項）、 「連結会計年度又は事業年度」という用語で統一すべきである。基準案では、「連結会計年度又は事業年度」という用語が用いられているが、適用指針案では「事業年度」という用語が用いられている（6 項、9 項、20 項）。いずれも連結財務諸表又は個別財務諸表における関連当事者の開示に適用されるため、適用指針案でも、「連結会計年度又は事業年度」という用語で統一すべきである。</li> </ul>	<p>表現の修正を行うこととする。</p>
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. できるだけ主語を省略しないで明示して頂きたい。</li> </ol>	<p>1～5については、表現の修正として</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>2. できる限り目的語を省略しないで明示して頂きたい。</p> <p>3. 文章は、できるだけ短くして頂きたい。</p> <p>4. 表現をできるだけ統一して頂きたい。</p> <p>5. 文章に厳密性が欠けます。用語の定義をした上で既述して頂きたい。</p> <p>6. 各企業が、貴会が定めた基準を遵守しなければならない法律上の根拠は何なのでしょうか。法律上の根拠を是非明示して頂きたい。</p>	<p>検討する。6については、本会計基準案、適用指針案のなかで記載する内容ではないものとする。</p>